

第五十一回 参議院石炭対策特別委員会會議録第五号

昭和四十一年三月十日(木曜日)
午後一時三十一分開会

委員の異動

三月一日

辞任

川村 清一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

小柳 勇君

大河原 次君

小野 明君

鬼木 勝利君

高橋雄之助君

豊田 雅孝君

二木 謙吾君

松平 勇雄君

吉武 恵市君

阿部 竹松君

藤田 進君

宮崎 正義君

片山 武夫君

三木 武夫君

小平 久雄君

堀本 宜実君

井上 亮君

森 五郎君

有馬 元治君

事務局側

常任委員会専門員 小田橋貞壽君

本日の会議に付した案件

○当面の石炭対策樹立に関する調査

(昭和四十一年度石炭政策及び予算に関する件)

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣送付、予備審査)

○派遣委員の報告

○委員長(大河原 次君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月一日、川村清一君が委員を辞任され、その補欠として小柳勇君が選任されました。

○委員長(大河原 次君) 当面の石炭対策樹立に関する調査を議題といたします。

この際、石炭政策について通商産業大臣及び労働大臣から順次説明を願います。通産大臣。

○国務大臣(三木武夫君) 石炭対策特別委員会の御審議をいただくにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

御承知のとおり、石炭鉱業は、エネルギー革命の渦中であつて、きわめて憂慮すべき状況に置かれており、政府といたしまして、昭和四十年年度におきましては、第二次石炭鉱業調査団の答申に基づき、炭価の引き上げ、利子補給等の資金経理対策をはじめとして、諸般にわたる施策の拡充につとめ、石炭対策を強力に推進してまいりました。しかしながら、その後の事態の推移を見ますと、出炭の不振、労務状況の不安定、企業の資金繰りの深刻化等、その情勢はきわめて悪化し、過去数年にわたる急激な、かつ、大規模な合理化過程において発生した過重な費用の負担と相ま

て、石炭鉱業の構造的な危機は予想以上に急迫の度を強め、現状のまま放置することを許されない情勢に立ち至っております。このため、昨春以来、石炭鉱業審議会において、石炭鉱業の抜本的安定対策について慎重な調査審議が進められ、昨年十二月政府に抜本的安定対策の基本的方向と基本実施までの間における諸措置について中間答申が提出されたのであります。政府は、直ちにこの答申の趣旨を尊重し、石炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を明らかにいたしました。この方針に沿ひまして、現在、抜本的安定対策の具体的方策を可及的すみやかに樹立すべく、そのための諸準備を鋭意取り進めておりますが、それまでの間、石炭鉱業の経営悪化を極力防止するため、従来からの施策を一そう促進するとともに、特に次のような施策に重点を置いて、より強力に石炭対策を講じてまいる所存であります。

第一に、石炭鉱業の窮迫した資金経理状況にかんがみ、現行利子補給制度について、その補給対象の拡大、補給率の引き上げ等、大幅な拡充強化を行なうとともに、再建計画に見合つて必要がある場合には、市中金融機関からの融資残高についても利子補給を行なうこととしております。

第二に、特にこれの著しい安定出炭及び保安体制の確保をはかるため、鉱区調整を積極的に推進するとともに、近代化資金及び新鉱開発資金の大幅増額、坑道掘進及び保安施設に対する助成の強化等をはかることとしております。また、炭鉱の機械化を一そう強力に促進するよう、炭鉱機械貸し付け制度を創設するとともに、炭層探査について新たに補助制度を導入することとしております。

第三に、鉱害対策につきましても、膨大な鉱害が累積残存している現状にかんがみ、鉱害復旧事業規模を大幅に拡大するとともに、新たに無資力

業規模を大幅に拡大するとともに、新たに無資力鉱害復旧地にかかる被害者に対し、毎年賠償調整交付金を交付することとしております。

第四に、産炭地域の振興につきましても、従来から各般にわたる対策を講じてまいりましたが、産炭地域における鉱工業等の急速なかつ、計画的な発展をはかる必要がなお存続している実情にかんがみ、産炭地域振興臨時措置法の有効期間を五年延長するとともに、産炭地域振興事業団の業務に長期運転資金の貸し付け、出資及び工業用水の供給事業を加える等、産炭地域振興対策の一そうの充実を期してまいります。

第五に、このたびの国鉄運賃の値上げに際しては、石炭の流通経費の相当部分を占める運賃の上昇に伴う石炭鉱業の負担を軽減する見地から、値上げ分について一カ年の延納措置を講ずることとしております。

以上の施策を中心に、着実に石炭対策を推進することによつて、極力石炭鉱業の経営安定に資してまいりたいと考えておりますが、さきにも申し上げましたように、石炭鉱業をめぐる環境はきわめてきびしく、石炭鉱業審議会並びに総合エネルギー調査会の答申を待つて、できるだけすみやかに石炭鉱業の抜本的安定対策を具体的に策定樹立し、新たな決意をもつて石炭鉱業の根本的な安定達成のため努力を傾注してまいる所存であります。

本委員会におかれましても今後とも一そうの御協力を賜りますようお願いする次第であります。

○委員長(大河原 次君) 次に、労働大臣。

○国務大臣(小平久雄君) 石炭鉱業に関する当面の労働諸問題について、一言所信を申し述べ、各位の御理解と御協力を得たいと存じます。

最近の石炭鉱業の雇用情勢を見ますと、合理化

に伴う人員整理はほぼ一段落し、昭和四十一年度においては、新規の合理化離職者の数は昭和四十年を若干下回る見通しであります。他面、一部の炭鉱において坑内労働者の不足という事態も見られるところであります。このような状況にかんがみ、政府といたしましては、再就職が困難な離職者に重点を置いて現行の離職対策を充実強化してまいる考えであります。特に就職促進手当につきましては、離職者の失業保険金日額、産炭地における再就職者の賃金等を考慮し、今回日額の最高限を引き上げることとし、関係法律の改正案を本国会に提出して御審議を願うことといたしております。

また、石炭鉱業における労働者確保対策につきましては、従来とも、第二次石炭鉱業調査団の答申の線に沿って、閉山や合理化に伴う離職者の高率炭鉱への優先的あつせん、広域職業紹介の強化、職業訓練の推進等の諸施策を講ずることによって必要な労働者の確保をはかってまいりましたが、昨年十二月の石炭鉱業審議会の中間答申におきましても取り上げられているところでありますので、今後とも、これらの答申の趣旨を十分尊重して、労働者確保対策を進めてまいりたいと存じます。

次に、石炭鉱業に働く労働者の労働条件の確保につきましても、かねてから監督の重点事項として鋭意監督指導を実施してきたところであります。今後とも、なお一層その努力を重ねてまいる所存であります。

また、石炭鉱業における保安の問題につきましても、労働者保護という見地から、通商産業省と緊密な連絡をとりつつ十分協議を行ない、また、必要に応じ勧告を行なう等、保安確保のため諸般の努力を重ねてまいりましたところですが、不幸にして昨年、山野鉱をはじめ、重大災害が相次いで発生いたしましたことは、まことに遺憾に存ずる次第であります。

このような状況にかんがみ、労働省といたしま

しては、今後とも総合的な保安確保のための施策を推進するため、通商産業省との連携を一層密にして、石炭鉱山における労働者の災害防止に遺憾なきを期してまいりたいと存じます。

また、不幸にして事故にあわれた労働者の保護につきましても、かねてから労災保険制度の充実につとめてきたところであります。特に一酸化炭素中毒患者に対する医療対策につきましても、三井三池災害の発生以来、これが対策に万全を期するとともに、さらに、その充実を期するため、産炭地付近の労災病院に高圧酸素室及び精神神経科の設置、救急車その他救急器材の配置等を行なうとともに、九州大学、北海道大学等の大学に対し、一酸化炭素中毒に関する医学的研究を委託しているところであります。

さらに、労災保険の給付につきましても、昨年の通常国会において労災保険法の一部を改正する法律が成立し、本年二月以降は、障害補償給付の年金の範囲の拡大、遺族補償給付の年金化等、給付内容の大幅な改善が行なわれることとなりましたので、その円滑な施行につとめ、被災労働者及びその遺族の保護に万全を期してまいる所存であります。

以上、当面の諸施策について所信の一端を申し上げた次第であります。今後とも各位の御意見を十分拝聴しながら、行政の推進に一層力を尽くしてまいりたいと存じますので、御協力をお願い申し上げます。

○委員長(大河原一夫君) 本件についての質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(大河原一夫君) 次に、去る二月十七日予備付託になりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。労働大臣。

○国務大臣(小平久雄君) ただいま議題となりま

石炭鉱業の合理化に伴う炭鉱離職者の援護対策につきましても、昭和三十四年炭鉱離職者臨時措置法の制定以来、同法に基づき、その職業及び生活の安定に資するための諸般の施策を講じ、炭鉱離職者の再就職促進につとめてまいりましたところであり、特に昭和三十七年には、石炭鉱業の総合的対策を確立するため石炭鉱業調査団が編成され、同調査団は、同年十月、石炭鉱業の近代化、合理化及び雇用に関する対策についての答申を行なったのであります。政府におきましては、この答申に基づき、新たに合理化に伴う炭鉱離職者に対する炭鉱離職者求職手帳の発給及び就職促進手当の支給等の制度を設け、炭鉱離職者対策の強化を実施してまいっております。

この就職促進手当制度は、炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた炭鉱離職者に対し、失業保険金支給終了後その支給期間も含めて三年間、引き続き日額最高四百五十円の手当を支給し、もって、その者が再就職するまでの生活の安定と求職活動の円滑化をはかるものであります。昭和三十八年八月以降はこれに扶養加算をすることにより制度を改善し、他の援護対策と相まって、炭鉱離職者の再就職促進を進めてまいりました。

しかして、最近の炭鉱離職者の失業保険金の日額別分布状況、あるいは、また、産炭地の再就職賃金等の状況にかんがみ、この際、本制度創設当初の諸事情の変化を十分考慮して、手当日額を四百五十円から五百七十円に引き上げることとしたものであります。

以上、この法律案の提案理由につきましても御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大河原一夫君) 本案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(大河原一夫君) 続いて、昭和四十一年度石炭関係予算の説明を願います。井上石炭局

長。○政府委員(井上亮君) 昭和四十一年度の石炭関係予算の御説明を申し上げます。お手元に資料が出ておるとは思いますが、この資料に沿ひまして御説明申し上げます。

最初に、石炭鉱業合理化事業団の出資金、以下項目別にずつと書いてございまして、石炭関係の予算としましては、二枚目をめくっていただきます。石炭局計といたしまして、昭和四十一年度は百九十九億九千九百万円、約二百億でございます。それから、右側のほうを見ていただきます。石炭局関係の約二百億の予算のほかに、鉱山保安局の関係で一億八千百万円。それから労働省の、これはあとで労働省からお話があるかと思ひますが、念のため、石炭関係と通常併せております予算四十六億八千三百万円、それから鉱害関係の他省分三十三億二千万円、これを足しますと、通常これが私ども石炭関係予算と称してありますが、昭和四十一年度が二百二十六億に對して二百八十一億八千三百万円、これが総計でございます。

なお、一ページに戻りまして、簡潔に要点的御説明を申し上げます。

第一は、合理化事業団の出資金でございますが、これはその中に、(1)、(2)、(3)、(4)と書いてございしますが、(1)は、一番大きいのは近代化資金出資金でございます。これは石炭鉱業合理化事業団に政府が出資いたしまして、無利子の融資をする基金でございます。この内訳としては、大規模近代化資金の融資のための出資金、それから、中小炭鉱機械化のための出資金、三番目に(4)としまして、新鉱開発出資金、これは昭和四十年から新規に設けました新しい制度でございます。四十一年度はその二年目に当たる制度でございます。四十一年度につきましても、この新鉱開発出資金につきましても、従来の融資比率は四〇%の融資比率であつたものを五割に引き上げるといふ制度の改変が伴っております。金額は四億で、さして伸びてな

いようでございますが、新鉱開発は、御承知のよう、本格的には四十一年度から始めていくというふうなことでございますので、まだ金額的には少ないわけでございます。

その次に、保安施設整備備出資金、これが四十年度に比しますと大幅に伸びております。四十年度は七億九千九百万円に対して、四十一年度は十七億五千四百万円、十億近く伸びております。で、単に金額が伸びただけではありませんで、この中には融資比率、たとえば坑道掘進のための融資というふうなものにつきましては、従来四割の融資比率でありましたものを五割に引き上げるといふような措置が入っております。

その次は流通合理化資金でございますが、これは主として専用船関係の予算でございますが、四十一年度は一応専用船関係は休止いたしておりますが、いまだで大体過去三年の計画で、都合二十八隻の計画でございますが、一隻ふえまして、二十九隻という従来の計画を完了いたしましたので、一応四十一年度はたまたま差し控えて、予算要求をしなかつたわけでございます。

それから、その次は、炭鉱機械化促進出資金、これは新規の項目でございますが、これは中小炭鉱に対しまして炭鉱機械化のための、いわゆる機械の貸与制度の創設をいたしましたわけでございます。初年度でございますので、一応三億程度の予算からスタートしてまいりたいというふうに考えております。

それから、その次に(3)としまして、石炭運賃延納保証基金出資金、これは五千万円となっておりますが、これは諸先生方御承知のように、国鉄運賃の値上げがあったわけでございまして、これにつきましては、石炭関係につきまして約一カ年延納をお願いいたしておるわけであります。約一カ年といひますのは、昭和四十二年の三月三十一日まで全額延納措置をお願いいたしておるわけでございますが、その延納に際しまして、特に中小炭鉱につきましては担保もあまり十分でございませぬし、それから、保証人につきましても、必ずし

も十分な保証人がないというふうな実情から、合理化事業団がその保証業務を行なり、そのために基金を設置しまして、それに政府が出資していくというふうな関係でございます。

それから、次は大きな項目の2でございますが、炭鉱整理費、これは二つありまして、いわゆるこれは事業団の買い上げといひますか、鉱区を消滅しましたものにつきまして交付金を交付するといふ制度でございます。それから、二番目が非常に保安関係の悪い炭鉱につきまして、特にそういう保安の見地から閉山したほうがよいという山についての買い上げという措置でございます。これにつきましては、四十年度より四十一年度予算が減っております。本年度は四十三億の予算に対して、来年度は三十五億六千六百万円と、減っておりますが、整理トン数がちよつと備考に書いてございまして、来年度の昭和四十一年度は三十三億九千九百万程度の閉山予定をいたしております。なお、保安業務のほうは二十万トン程度を予定しております。こういう関係のものでござい

ます。それから、その次に右側のほうに入りまして、8でございますが、いわゆる利子補給金関係でございますが、この利子補給制度は昭和四十年度から始めた制度でございますが、四十一年度におきましては、だいた内容充実いたしまして、現行では、御承知のように、財政資金関係につきましては、既往の財政資金の融資残高について三割の利子補給ということになっておつたわけですが、四十一年度からは、昭和四十三年三月末現在の財政資金の融資の残高に對しまして六・五割の利子補給をする。それから、特に再建整備を必要とするような企業につきましては、財政資金の利子補給だけでなく、同じく昭和四十三年三月三十一日現在の市中からの——市中といひましても、設備資金、整備資金に限りませんが、これについての残高について三割の利子補給を行なうということになりまして、それに必要な予算が計上されておるわけでございます。

それから、4といたしまして、炭層探査費、この項目も四十一年度からの新規の項目でございますが、これは御承知のように、炭鉱におきましては、いまなかなか経理状態も悪く、資金調達も困難をきわめておりますので、通常二、三年先に掘るべき予定の地域の炭層探査がきわめておくれておるわけでございまして、これがおくれているために安定出炭の確保が非常におくれて、そのためにまた困難な事態に逢着するといふような事態でございまして、この炭層探査につきまして補助制度を採用いたしたわけでございまして、こういった新規の項目が行なわれております。初年度二億七千万円でございます。で、これは補助率といひましては、一応五割の補助率ということと考えております。

それから、五番目は技術振興対策費でございますが、これは御承知の石炭技術等に対する補助の予算でございます。

それから、一つ飛びまして、次は七番目でございますが、産炭地域振興対策費でございます。本年度二十五億六千五百万円に對しまして、来年度は二十八億三千八百万円、金額的な伸びは少ないのでございまして、内容的に見ますと、三つの新規の項目が認められておるわけでございまして。その第一は、右側の備考欄に書いてございまして、融資事業の中の運転資金の貸し付け制度、これは来年度から新規に二億円計上されておりますが、ほかに財投三億としまして、五億円を原資として事業団から産炭地に誘致した企業に對する運転資金の、これは長期運転資金の融資をいたしたいということでございます。それから、次は、同じく融資事業の中に書いてございまして出資事業でございますが、これは同じく産炭地に特に新規事業を計画いたしましたときに、あるいは新しい技術をもとにしてつくる企業というふうな場合に、なかなか民間企業だけではそういった事業の振興ができないといひます場合に、産炭地域振興事業団に、単に融資業務だけでなく、出資業務ができるという制度を新規に設けたわけでござい

ます。具体的には筑豊地域に、ボタ山を利用しまして軽量骨材をつくる企業、これをいま準備する計画を関係者間でいろいろ技術的に検討いたしておりますが、これに對しまして産炭地域振興事業団から出資をいたしたいということでございます。それから、第三番目の新規項目のこの一番下に書いてあります工業用水ですが、産炭地域振興事業団は、いまだで工業用水の確保についての事業はできなかったわけでございまして、今般そういった業務ができるような制度をつくりたいといふことで、予算としまして、一応ここでは二千五百万円、これは具体的には筑豊の鞍手地区のブリーク水を工業用水にする建設工事の費用でございます。その初年度分の必要な資金を計上いたしております。

以上、運転資金、出資事業、工業用水の建設のための事業を産炭事業団が行なえるようにといふような予算が新規に計上されたわけでござい

ます。従来の融資業務、それから従来の土地造成事業はもちろんです。二枚目に入りまして、(3)といたしましては、これは産炭事業団の業務ではありませんが、産炭地域の工業用水確保のために市町村が事業をいたします場合に、それに対しまして国が補助をするといふことをやつておるわけでございまして、具体的には、右側に書いてございまして久保白ダム、この久保白ダムは、これは飯塚市が直接いたしておるわけでございまして、これに對する補助、それから、もう一つは鞍手の工業用水、これは先ほど申しましたように、事業団が直接いたします建設については事業団が直接行ないますけれども、その事業団の費用のほかに、補助を同じく考えておるわけでござい

ます。それから、(4)番目は、産炭地域の振興事業債の調整分についての利子補給でございます。これは御承知のように、この前の国会で、産炭地域振興臨時措置法の改正をお願いいたしまして成立したわけでございまして、産炭地域につきまして、新産都市と同様の助成策を講ずるといふ制度に伴

いまして、特に県に對しましては、県の産炭振興事業についての起債につきまして利子補給をするという制度がこの前の通常国会で通りました法律にございまして、その四十一年度に必要な資金を予算として計上いたしたわけでございまして、約四千万円考えております。

それから、次は被害対策の關係でございまして、この8の欄に掲げてありますのは通産省關係の被害対策でございまして、

まず第一は、被害基金に對する出資金、これは有資力の被害につきまして、企業が被害賠償をいたしますときに必要な資金を融資するために被害基金というものができておるわけでございまして、これに對しまして、来年度もことしと同額の三億円を予算に盛つておるわけでございまして、

それから、次は二番目でございまして、無資力の被害の毎年賠償交付金一億五千万円、これは新規でございまして、従来相当長い期間強く被害被害者から要望されておりました制度でございまして、有資力者の場合は、生きておる炭鉱が被害者に對して毎年賠償をやっておるわけでございまして、無資力の炭鉱につきましては、被害者に對してだれもこういふ毎年賠償をする人がいないわけにございまして、無資力の場合は、御承知のように、国が原則として、炭鉱にかわつて復旧をするという制度になっております。こういう毎年賠償はだれもしなかつたわけでございまして、これを国が毎年賠償についてめんどうをみようという制度を新規につくりましたわけでございまして、

それから、三番目は被害復旧の事業費、これは通産省關係の被害復旧、つまり家屋とかそういうようなものにつきましての被害復旧の予算でございまして、八億九千九百万円。なお、被害關係の全貌につきましては、この備考欄に書いてございまして、通産分が八億九千九百万、他省分のうち、大口は農林省關係、農地の被害賠償、被害復旧の問題でございまして、三十三億二千万円、合わせまして四十二億一千二百万円になるわけでございまして、これを復旧事業に直しますと、来年度は五十

六億円の被害復旧の事業ができるということになるわけでございまして。その他合わせまして、先ほど申しましたように、石炭關係の予算は全体で約二百億、他省關係を合わせますと約二百八十一億というふうな内容になっております。

一応簡単にございまして、説明を終わります。○委員長(大河原一孝君) 御苦労さまでした。

次に、有馬職業安定局長。

○政府委員(有馬元治君) 私から昭和四十一年度の炭鉱離職者對策關係の予算につきまして、お手元の資料によりまして御説明いたします。

最初に、炭鉱離職者の援護業務費でございまして、これは事業規模は十六億円でございまして、これに對する国庫補助金は十四億四千万円で、あとの一割は合理化事業團の交付金でございまして、今年度と比較いたしまして減少いたしましたおもなものは移転資金關係の経費でございまして、これは合理化に伴う離職も逐次減少し、本年度は合理化離職の規模も一万三千人と予定したのに比べまして、四十一年度は、たしか一万一千人程度の規模を予定しているからでございまして、

次に、炭鉱離職者緊急就労事業費でございまして、総額におきまして、本年度の二十五億六千万円に對し、四十一年度は二十六億六千万円を計上いたしておりますが、その内容につきましては、吸収人員を五千四百人、事業費単価を千九百円といたしております。

三番目に、訓練關係につきまして申し上げます。訓練の規模は、四十一年度は、都道府県の行なう訓練と雇用促進事業團の行なう訓練と合計いたしまして八千二百四十人でございまして、四十一年度は四千六百六十人と、かなり減少いたしましたが、訓練關係の指導員、職員等の人員費の単価増もございまして、金額といたしましては大体本年と同額となっております。

次に、二ページ目の就職指導關係の経費でございまして、就職促進手当は、大体本年度の対象人員と比べまして、相当人員が下回りますので、それに見合つて金額が減つておりますが、先ほど大

臣の所信表明でも申し上げましたように、その最高日額を現在の四百五十円から五百七十円に引き上げることとしております。それから、広域職業紹介關係につきましては、これも対象人員が減つてまいりましたので、金額は多少減つております。なお、このほかに移転就職者の用舎費でございまして、今年度と同様に一万戸を予定しておりますが、石炭離職者の就職に役立たせていきたいと考えております。したがしまして、移転資金と就職促進手当の経費が相当減りましたので、総額におきましては、本年度の五十八億三千万円に對し、四十一年度は四十六億八千万円の予算を要求いたしました次第でございまして、

以上でございまして、

○委員長(大河原一孝君) 本件に對する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(大河原一孝君) 派遣委員の報告に關する件を議題といたします。

先般、当委員会が行ないました石炭に關する諸問題の實情調査のための委員派遣について、派遣委員から御報告を願いたいと思ひます。

まず、派遣報告を、第一班、松平勇雄君からお願ひいたします。

○松平勇雄君 第一班は常磐地方に派遣されましたが、二月二十一日、二日の二日間の日程で大河原委員長と私とが参加いたしました。

私どもは、第一日に平石炭支局で常磐地方における石炭の生産並びに保安状況を聞き、さらに關係市町村協議会から地方行政の状況と要望を、また、教員労働組合から教育の現状と対策に關する陳情を聞きました。ついで好間炭鉱で会社側から、常磐磐城炭鉱で鉱業所側及び労組側から説明を聴取し、小名浜の石炭積み込み設備を視察した後、当地方の経営者との懇談会に臨みました。

第二日は、まず、常磐共同火力で低品位炭の使用状況並びに第六号機の建設現場を視察、ついで重内炭鉱を視察し、常磐茨城では鉱業所側から、主として隣接諸炭鉱との協業化問題を聞き、労組

側から要望事項を聴取した後、新斜炭の新式巻き揚げ設備を視察しました。ついで高萩炭で鉱業所側と炭労石城支部と懇談して師京の途について次第であります。

二日間に以上の日程を運ぶことは相当に困難がありましたけれども、関係者の御配慮により、周到なる資料と懇切なる説明、案内を受け、短時間の間に常磐地方石炭産業の当面している諸問題につき、その要領をつかむことができたと思ひのであります。

まず、常磐の近況について申し上げますと、炭鉱数は逐年減少し、昭和三十三年の七十七炭鉱が、現在ではわずかに十七炭鉱となつております。古河好間が、第二会社として好間炭鉄株式会社に縮小されるなど、大手にも変動がありました。比較的小規模の小さいものが終閉山しております。出炭高はたいした変化なく、大体年産三百八十万トンから四百萬トン付近を往來しております。

終閉山が福島県側に多いので、出炭高比率で、前には福島県側が断然多かったのが、最近ではだいたい接近し、三十九年度の実績では、福島県二百十萬トンで、茨城県百七十三萬トンであり、大手、中小の割合合ひでは、大手二百九十三萬トン、中小九十萬トンとなっております。労働者数は、三十三年の二萬四千五百から、現在では半減して一萬一千ぐらいと見られるので、一人当たり出炭能率は二倍以上になりました。

保安状況は、多量高温といわれながら、幸いに他の地方と比べますと事故が少ないので、それが、昭和三十三年以来昨年末までの十一年間に、死亡三百九十五名、うち、落盤事故が最も多く、百九十九名にのぼつております。

常磐地方の石炭産業も、石炭一般の共通の悩みを持つておりますが、また、この地方の特性から由来する問題もかかっているものであります。

まず、石炭一般として非常な関心を持つてゐるのは、今後石炭鉱業審議会や総合エネルギー調査会が出されるであろうところの石炭の位置づけがどうなるかということで、わが国唯一の地下エネ

ルギー資源としての石炭再認識を望む声が労使ともに至るところで強く叫ばれていたものであります。そして、安定補給金の支給、それも企業の損益に關係なく、一律一定額の支給が強く主張されておりました。

金融については、過去の債務につき、財政資金による肩がわり案に賛成ですが、その際、中小炭鉱については一般債務までこれを拡大する要望も出ていました。また、現在、中小企業金融公庫を通ずる融資について、これを別ワクとし、限度を一億円に引き上げるか、あるいは財政資金による融資は、すべて合理化事業団を通じ一本化するにと、坑道掘進や保安施設についての融資については、これを大幅な助成措置に切りかえることも要望されております。

炭鉱機械貸与制度は好評で、すでに堀進ローダー、採炭用ホーベル等を申し込みたいという山もあつたほどであります。ただ、この予算の金額が何ぶんにも少な過ぎるという声が上がっております。

産炭地振興について政府関係事業を誘致すること、石炭消費産業を誘致することが要望されました。

鉱害については、鉱害現象を広い立場から考へ、河床が上がるため、河川の上流に防除施設をつくるなども鉱害対策の一つとして考慮されたいとのことでした。

終閉山に伴う問題では、隣接鉱区の終閉山により排水を行なわなくなるため、その水が流れてきて、継続稼行している山の排水費がかさむので補助してほしいということ、終閉山炭鉱の上水道の整備事業費及び運営維持費が市町村の異常な負担になっていること、石炭関係緊急就労事業を四十二年以降も継続、恒久化されたいということ等が訴えられ、これからの問題としては、現在出炭が好調なので、夏ごろから貯炭融資の必要が生ずるかもしれないから配慮してほしいとのことでありました。

次に、常磐地方特有の問題としては、まず第一

に、鉱区の条件があります。これは特に茨城地区であります。ここでは常磐炭鉱の神の山、中郷、大日本の磯原、宇部興産の向洋、それに重内、高萩等の炭鉱が近接してあり、しかも、鉱区が錯綜していて、中には、みずからの鉱区を採掘するの他に他の会社の坑口から入ったほうが便利だろうと思われるところもあるものであります。そこで、これらを企業合同して、合理的な採掘をしてはどうかという意見があり、各社で協議しているのが実情であります。私もこの声を茨城側三社で聞き、常磐の茨城炭鉱所では特に詳細な説明を受けたのであります。

合併の利点としては、一、合理的採掘ができるので、重複投資を避け、原価が安くなる。二は、管理部門の簡素化が可能になる。三は、排水、通風等がよくなり、保安確保に貢献する。四、炭鉱の生命も伸び、労働者に希望を与え、労働者確保となる等が期待され、茨城地区で年二百万トン出炭を維持できるが、もし各炭鉱の協業化が行なわれず、現状のまま推移するとすれば、十年後には一、二の炭鉱が残るのみで、他は没落してしまふだろうというのであります。

私も、茨城炭鉱所の中郷新斜坑を見学いたしました。これは協業化の際の中心坑道になるものと見られるもので、設備投資十八億六千万円、ベルトコンベアーによる石炭搬出と人車坑道を持ち、入気坑を兼ね、全般的にオートメーション装置の進んだりっぱなものであります。

この合同合併の問題については、向洋炭鉱が難色を示している以外は大体賛成であります。ただ、いまのところ、石炭位置づけの決定いかんや、政府の資金の裏づけいかんがその成否を決定するものと、情勢観望の形であります。また、企業合同について、労働組合側も鉱区の調整の重要性を強く認識していますが、ただ、合同に際して労働者や自治体の意見を聴取されたいとの希望を申し出ています。

次に、常磐に低品位炭が多いということであり、また、その点では、低品位炭専門の常磐共同火力

ができていことが非常に大きなさえになっております。共同火力の勿来発電所は、現在百三、四十万トンをたいて発電し、東京電力と東北電力に送っています。この石炭は常磐各社が出資比率に応じて供給してありますが、その量は、常磐全体の出炭高の約三割に達するのであります。共同火力で目下増設中の第六号機十七万五千キロが完成すると、実に常磐炭の五割に近い量がここで電力用として消化される見込みであります。常磐にもそれほど低品位炭ばかりあるわけではないので、第六号機は五千二百キロをたく設計であります。

共同火力のほかに電力用炭の納入が多いわけですが、その価格が常磐炭に幾分不利なところがあるので、是正されたいという要望があります。第三に、常磐の持つ自然条件であります。地下は高温多湿であり、ことに常磐磐城は温泉の湧出に悩まされています。したがって、通風施設の費用を多く要するので、これの援助が要望されてお

なっているが、これに近現代化資金の貸し付けを希望してあります。温泉の出ることは、炭鉱としては大きなマイナスイメージですが、この温泉を利用して、常磐炭鉱では、一月十六日から観光事業「ハワイアン・センター」なるものを開業し、目下予想以上の成績をおさめております。廃品利用と産炭地振興という点から注目すべき施設であります。

第四点としては、常磐の地理的条件でありまして、幸いここは郡山市とともに新産業都市に指定されたこと、比較的東京都に近いこと、付近に工業都市があること等が石炭炭業に好意面での作用を与えているのであります。それは、まず、労働力確保の困難にあらわれています。炭鉱労働者の子弟家族でも、工場等への通勤が多く、炭鉱の住宅施設が、時によると日立の住宅であるかしらと思われようなどころもあるようです。そこで、炭鉱側からは、労働基準法を緩和し、養成目的で入坑可能年齢を引き下げ、若年者の入坑を許

し、子弟の離散や不良化を防止したいという意見も出ておりました。これに対して、労働者側はもろちん強く反対しておりますが、炭鉱労働をもつと魅力あるものとするための特別年金制の実施、それも全額国庫補助による実施や、住宅確保に対する諸施設、保安施設に対する国家の援助などは、あえて常磐のみとは思われませんが、労使双方とも強く要望していることであります。新産業都市との関係では、鉱害予防または地上権益との競合についてしばしば困難な問題が生じており、調整を要することを感じたのであります。

消費地に近いことは利点で、それも小名浜の荷役設備が完備したことは、共同火力とともに、常磐の石炭を非常に力づけています。小名浜石炭荷役会社は資本金二億二千五百万円、その五割を県で、残り五割を石炭各社で出資してつくった会社で、年間百万トンの荷役設備があり、一時間七百トンの積み込みが可能、ただいま就航しておる三千七百五十トン積みみの石炭専用船山栄丸にも、わずかに五時間半で積み込みが完了し、しかも人員はほとんど要せず、すべてオートメーションであります。非常な合理化と言えらるのであります。

第五点として、常磐は、石炭としては小さな産地であり、そのために国の施策その他で無視されるのではないかとという心配であります。その端的な例は、県教員組合の石城支部で産炭地教育のための教員特別配置で別ワク二百名のうち、福島県へはわずかに三名の割り当てに過ぎなかったが、これではとても足りないほど問題が山積してきているので、全体のワク及び福島県への割り当てを増加されたいと熱心に訴えていました。

終わりに臨み、常磐の石炭炭業においては自然や炭質の悪条件と戦いながら、労使ともにその安定、振興のため、非常な努力を払っております。その、企業や労働の力には限界があるとして、双方とも国の施策に大きな期待を寄せておりましたことを申し添えてこの報告を終わります。

○委員長(大河原一孝) 御苦労さまでした。次に、第二班、鈴木亨弘君にお願いします。

○御木幸弘君 第二班の派遣報告をいたします。
派遣委員は小林理事、小野理事、鬼木理事、久保委員、阿部委員と私の六名で、現地では小柳委員も参加されました。期間は二月二十日から二十三日までの四日間でありました。

日程は、端島、大ノ浦、山野、本添田の各炭鉱を視察するとともに、福岡通産局において、通産局、鉱山保安監督局、関係事業団、福岡県庁、教育委員会、九炭労、三池炭鉱罹災者家族等からそれぞれの意見を聴取しました。なお、産地地教育の特性にかんがみまして、小野理事と久保委員は、教育事情を視察するため、二十一日には長崎県松浦市の今福中学校、調川小学校、志佐小学校を、二十三日には福岡県筑豊地方の稲築東中学校、川崎中学校を訪れました。

まず、石炭関係から申し上げます。

端島炭鉱は長崎市の西南二十キロに位置する周囲わずか一・二キロの小島であるいわゆる軍艦島にありまして、明治二十三年に三菱の経営に移って以来、今日まで順調に続いているのであります。が、昨年八月、自然発火によって深部稼働区域を水没放棄し、現在では三十六年から開発中であります三ツ瀬区域に移行し、昨年十月から出炭を再開するとともに、一方、端島沖開発に着手しておる海底炭鉱であります。

現在稼働中の三ツ瀬区域の炭層状況は、旧深部区域の四十五度から六十度の傾斜とは異なり、十度から三十度程度の傾斜で、炭たけ累計も十八メートルと割合に条件もよく、炭質は高級原料炭とのことであります。したがって、生産状況も旧深部の場合と異なり、スライシング方式によつて上下二段の機械採炭を行ない、水没前の鉱員千名、月産出炭量二万数千トンに比べ、鉱員六百名、月産出炭量三万トンとなり、四十七トンの出炭率を示しているのであります。しかし、ここでは今後の計画として端島沖の開発を進めており、将来、三ツ瀬区域と合わせて年間六十万トンの出炭を見込み、それに要する開発資金四十億円の援助を要望しておりました。また、旧深部区域

の買い上げも要望されておりましたが、これには島の地形上から端島沖開発のため、新たに坑口を開くことができないので、古い坑口をそのまま利用できるように特段の配慮をして買い上げてもらいたいとの要望がありました。私も海底炭の特殊事情を認め、合理化法の解釈により、将来の石炭産業の育成強化のために当局の格段の配慮が必要であらうと思われました。

貝島大ノ浦炭鉱は明治十七年に開発されて今日に至つておるのでありますが、昭和三十八年九月の再建計画に基づき、満之浦炭鉱、菅平田炭鉱、第二大ノ浦炭鉱を分離、第二会社化し、六億円の再建資金、借り入れ金の返済猶予、金利のたな上げ等による資金負担の軽減をはかりながら、現在では大ノ浦坑と中央露天に集約再建中の炭鉱であります。

最近の生産状況は、大ノ浦坑で月産五万トン、露天掘りで四万トン、人員千六百人とこの中で、中でも、ただいま採掘中の露天掘りはわが国唯一の大型露天掘りで、三十七年着工、三十九年完成、総工費九億円を要して開発したもので、その炭量は三百萬トン、炭たけ累計十三メートルとこのことでしたが、今後は採掘区域を周辺に広げていく計画とのことでした。

ここでは鉱害問題をかかえており、企業再建のため会社は分割操業しており、鉱害処理については貝島炭鉱が窓口となつて事務処理を行なつておる現状であります。が、不安定鉱害地域が広範囲にわたる総合的な復旧が困難な状況にあることとしました。特に露天掘りにおける剝土の搬出及び堆積地に関連して、不安定鉱害であつても、いずれ鉱害が安定すれば、臨鉱法の適用を受ける見通しの際には、剝土の捨てブリーを農地復旧の一環工事として臨鉱法の適用を受けられるよう、特段の配慮を要望しておりました。

山野炭鉱は、昨年六月のガス爆発によつて二百三十七名の罹災者を出し、一時採炭を中止していましたが、十月から生産を再開しておることは御承知のとおりであります。現在は本層群を稼働中

で、四十三年までに年産五十萬トンずつ出炭して終掘し、以後は大焼層に移つて、年産五十七萬トンの出炭を見込み、現在、大焼層部内への坑道を起業中とのことでした。これが計画実現のため、当炭鉱では労使双方から、大焼層開発資金九億円の近代化資金及び開採資金による融資、鉱区周辺の終閉山炭鉱からの流入坑内水の水経費年間一億五千万円の援助を要望しておりました。中でも、大焼層開発は山野炭鉱が第二会社に移行したときからの命題でもあるので、労使ともども、開発の成功を確信して、これが援助を強く要望しておりました。

このほか、労働者側は、保安確保対策の前提として、国内炭のエネルギーにおける位置づけ、炭鉱労働者の適正賃金の決定、年金制度の早期実施を求めておりました。

特に、ここでは、昨年の爆発事故による一酸化炭素中毒患者及び遺家族の現状について説明を受けたのであります。一酸化炭素中毒患者については、事故発生時に二十七名の患者があつたが、現在では十名に減じ、入院中是一名ですが、これも六月には退院が予定され、他の九名は通院患者で、いずれも軽く、うち七名は軽作業に従事しているとのことでした。

遺家族につきましては、就職あっせん不要者十三名を除いて、就職決定者百六十六名、帰郷者五十一名となつており、今後の就職希望者は六名を残しているが、このうち二名は就職先が予定されており、未定の者は四名だけであるとのことでした。また、就職者百六十六名の大半の九十五名は第一鞭下の工場に上つております。この工場は、事故発生後に誘致され、昨年十二月から操業を開始した工場で、これは工場誘致が山野の遺家族対策の一環として行なわれ、遺家族の就労による生活の安定と地域社会の産業開発に貢献している一例と思われ、しかしながら、遺家族は、生活のために出来ない作業に従事し、相当の労苦が見られるので、今後国及び三井鉱山はもろろんのこと、新会社においても格段の指導と援助が必

要であると思われました。

本添田炭鉱は、筑豊炭田田川地区の南部にある可採炭量千二百萬トン、年間出炭二十萬トン、鉱員五百人程度の中小炭鉱であります。ここでは中小炭鉱業者及び中小炭鉱の労働者からの陳情を受けたのであります。その項目を申し上げますと、経営者側からは、大手の債務の肩がわりに匹敵する長期無利子の財政資金の融資、一律一定額の安定補給金の支給、坑道掘進保安施設に対する大幅助成、炭鉱整理交付金の大幅引き上げを内容とする全国中小炭鉱業者の大会における要望の実現を要求し、また、労働者側からは、一、石炭助成策が大手偏重にならないこと。二、中小炭鉱の近代化のため特別の指導、援助を行なうこと。三、融資条件を緩和すること。四、鉱区調整を合理的に行なうこと。五、大手、中小の炭価格差を解消すること。六、保安確保に一そりの助成を強化すること。七、賃金その他労働条件の格差をなくすよう助成すること。八、炭鉱労働年金制の実施、炭鉱健康保険の一本化に努力すること等、八項目にわたる要望がありました。

その他、福岡通産局において関係者からの意見聴取も行ないました。が、結論的に申し上げますと、石炭炭業においては、現在六月末の本答申待ちの感が強く、異常債務の財政資金への肩がわり、開発資金のワクの拡大の要望があり、労働者側からは保安の確保、年金制度の確立、一酸化炭素中毒患者に対する特別立法、中小炭鉱に対する助成策の強化を求める意見が強かつたのであります。特に炭労三井三池の労働組合及び一酸化炭素中毒患者の家族の代表から、去る三十八年十一月の三井三池の大爆発事故により八百名の入院患者が、患者を出したが、まだ二百八十名の入院患者があり、患者の回復はおそく、現在なお意識の全く不明の者や、あるいは家族をようやく意識できるにすぎないほど神経系統がおかされた重症患者もあり、しかも、本年十一月には満三カ年を経過することになって、労働基準法による三年間の解雇制限の期間も切れることになるので、患者の家族

の不安はつるばかりであるから、早急にこれら患者に対する保護措置として、一酸化炭素中毒症に関する特別措置法を制定してほしいとの強い要望がありました。

最後になりましたが、小野理事、久保委員が視察されました産炭地教育につきまして、便宜、私からその要点を申し上げます。

産炭地における教育環境の悪化がいわれましてすでに久しいのでありますが、この事態は、生活保護に依存しながら、一方、出かせぎ、日雇、内職等に追われ、子供の教育には無関心で、放任状態という現状であります。その上、炭鉱災害、家出、離婚等による欠損家庭の激増、児童生徒の激減、暴力化による児童の心理的不安など、教師も子供を十分に把握して教育することが困難なほど産炭地の教育には悪条件が重なっているのがあります。このような教育的悪条件のため、長欠、不就学の児童生徒が目立って増加し、次第に集団化、悪質化する非行少年及び問題児の発生、また、学力の低下、体位、衛生状態の劣悪等、産炭地教育は崩壊に近い状態を示しているのがあります。これがため、現場の教師は、夜おそくまでの家庭訪問、生活指導に涙ぐましい努力をしているにもかかわらず、あまりにも多い非行少年や問題児にまで十分に手が回り切れず、また、要保護児童生徒の増加に伴う教師の事務量が増大し、学習指導に支障を来しているのが現状であります。

このような事態に対して、現地の教師から、一、生活指導教員の配置とその制度化。二、学級編制標準の引き上げ。三、養護教員、事務職員等の配置、四、要保護児童生徒に対する就学奨励費等の補助率の引き上げ、また、市町村当局からは、一、校舎改築費に対する補助の増大。二、校舎建築費の償還利息の特別交付税への組み入れ。三、人口急減に伴う地方交付税の財政需要額の算定に対する特別の配慮等の強い要望がありました。

以上が報告の概要であります。今回の視察にあたって御協力をいただきました現地の関係者に

厚くお礼を申し上げます。派遣報告を終わります。

○委員長(大河原 次君) 御苦勞までした。ただいまの両報告に対して、特に御質問等ございましたら。

○藤田進君 これからの審議のことについて要望しておきたいんですが、当面は予算があり、あるいは衆議院との関連で、通産大臣、あるいは労働大臣等にとりまじりごとというのむずかしい面もあるでしょう。しかし、どうしても所管大臣に出ているので、たつぷり時間をとって審議をするということについて委員長の御配慮をお願いしたい。

第二の点は、いま松平調査団、観木調査団の御報告があったわけですが、従来、委員会の調査というのは、現地では非常に期待をしながらも、その調査が終わればさしたる実を結ばないままに事態が推移してしまふというきらいがあります。いまま承わりますと、相当報告の内容は要望、陳情といったようなものが多いようであります。それで、ぜひ速記録ができたところにこれが質疑もいたしまして、現地の要望等については、六月の審議会答申を漫然と待たず、当特別委員会としても真剣に取り組んでいくべきであると思っております。ぜひその機会を持ってもらいたい。

それから、第三の点は、いすれ速記録ができましたら調査団の内容はさらに読み返しもできますが、調査室におかれて、非常に手数でしょうが、幸いに商工委員会のほうも、そうメジロ押しでもないようだから、いまの両調査団の要望について、それぞれ分けて一覧表をつくってもらいたい。これに対して本日説明された政策と対比して、予算はどうなっている、あるいは補助率は高めてくれというようなことがいまありました。これが今度一〇%にしたというようなこともありますが、それがどうなつていっているのか、私はよくわかりませんから、施策、予算の面でこの要望は解決済み、これはそうでないというように、分けて一覧表をつくってみてもらいたい。しかる上で委員会としても調査の審議を深め、六月答申

に、いずれこれは会期末ないし閉会中に答申になるかもしれないけれども、エキスパートのお集まりの皆さんは石炭関係の権威者ですから、当委員会としてもやっていきたい。特に納税者国民の立場から見ると、このままで石炭というものが、ただ補助するとか融資するとかいったようなこと、今後どうなるのかというところは、かなり問題がもたらせているかと思ひます。よって、社会党は抜本的な対策というものを、すでに要綱の発表までいたしているわけでありまして、その段階になれば、政党政派でそんなに隔たり、対立もなからうと思ひるので、それらについても私もひとつやってみたいと思ひますので、その段階になれば所管大臣はぜひこれは必要だと思ひます。この三点を要望いたします。これらを繰りなしてこの委員会の実質的な審議と集約ができるようにやってみたい。お互いに他の委員会とかかけ持ちです。それから、思うように日取りができないと思ひますけれども、何とか繰り合わせて、あるときは政務次官、あるいは局長の出席を願つて深めていくといったようなことでもいいのじゃないかと思ひます。以上です。

○委員長(大河原 次君) ただいまの藤田君の御提案、非常にもつとめたと存じますので、できる限り御要望にこたえるように、なお理事会等で打ち合わせいたしましたして、御意見を尊重いたしたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十二分散会

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「四百五十円」を「五百七十円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前に係る就職促進手当の日額については、この法律による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和四十一年三月十四日印刷

昭和四十一年三月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局